

喜多方市立学校施設使用料条例第3条第2号に規定する使用料減免基準

1 趣旨

この基準は、喜多方市立学校施設使用料条例第3条に規定する使用料の減免について、具体的に定めるものとする。

2 基準

(1) 第1号に規定する「児童又は生徒の健全な育成のため使用するとき」の減免

【全額を免除するもの】

- ① 児童、生徒の健全な育成のため各学校の保護者、地域住民等が使用する場合
- ② 児童、生徒の健全な育成のため活動することを目的にしている団体が使用する場合（学校開放事業との関連があるため、生涯学習課と協議のうえ決定する）
- ③ その他、児童、生徒の健全な育成のため使用すると認める場合は、その都度判断して全額を免除する。

(2) 第2号に規定する「前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき」の減免

【全額を免除するもの】

- ① 喜多方市、喜多方市教育委員会が主催する事業である場合
- ② 喜多方市体育協会、各町体育協会が主催する事業である場合
- ③ 喜多方市内のこども園、私立幼稚園が教育を目的として使用する場合
- ④ 喜多方市内の高等学校が教育を目的として使用する場合
- ⑤ 喜多方市内の高等学校がクラブ活動で使用する場合
- ⑥ 市（国・県を含む。）から補助金等の支援を受けて実施する事業である場合
- ⑦ 障がい者個人の使用又は障がい者が半数以上の団体が使用する場合
- ⑧ 75歳以上の個人の使用又は75歳以上の者が半数以上の団体が使用する場合

【二分の一を免除するもの】

- ⑨ 喜多方市、喜多方市教育委員会との共催事業である場合
- ⑩ 65歳以上75歳未満の個人の使用又は65歳以上75歳未満の者が半数以上の団体が使用する場合

【その他】

- ⑪ その他、市長が適当と認める場合は、その都度判断して全額又は二分の一を免除する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。